

ルヲ以テ所轄象潟署ニ於テ兩名ヲ檢束セリ  
右及申(通)報候也

以上

(別記) 嘆願書

- 一 責任 勸誘 撤廃
  - 一 配達 支分 料と票ヲ行方ノコト
  - 一 給料 支分 未携算ノコト
  - 一 食費 八円又ハ自由
  - 一 初誘 カード一枚ニ付金五米及給サレタシ
  - 一 勧誘 八之日ニ始メ二十五日切上
  - 一 配達 及ヒ 勧誘 時間以外ハ給料自前ナルコト
  - 一 配達 用具ハ一切者主力員ニ担
  - 一 布圍 貸借ハ直接交渉ノコト
  - 一 年債 金ハ其ノ却度公示ノコト
  - 一 借返 金ハ退老ノ際即時返金ノコト
  - 一 手備 人ヲ支度更サレタシ
  - 一 子件 支分ニ關シ 職權者ヲ出サレタシ
  - 一 退老 ノ際ハ 退職手當トシテ 支分ノ給料ヲ及給サレタシ
- 東京毎夕新聞支局長  
前田社主 前 藤
- 配達 支分 一併

勞務第二三二二號

昭和七年七月二十七日

警視總監 藤沼 庄平

内務大臣 山本 達雄 殿  
社 會 白 長 官 殿

東京毎夕新聞支局長 勞務争議ニ関スル件(解決)

本月二十二日勞務第二三五八號ヲ以テ既報セル標記ノ件ハ其ノ  
後兩者交渉ノ結果妥協成リテ山崎解決セルヲ経過花ノ通り

一、交渉状況

本月十九日白支局ニ於テ經營者側、前川徳五郎外六名勞働者  
側、野村利三外四名ニテ會見勞働者側ヨリ最ニ提出セル嘆願